

令和7年第7回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和7年6月25日)

奥州市農業委員会

令和 7 年第 7 回奥州市農業委員会総会議事録

令和 7 年 6 月 25 日 (水) 午前 9 時 30 分

奥州市役所 講堂

第 1 会期の決定

第 2 議事録署名委員の指名

第 3 諸般の報告

第 4 議事

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第 2 号 贈与税の納税猶予等に関し、引き続き農業経営を行っている等の証明願の審査について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 5 号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第 6 号 地域農業経営基盤強化促進計画に係る地図の素案の決定について

出席委員（22名）、欠席委員（2名）

1 鈴木 洋一	2 八重樫 章	3 浅野 輝夫
4 松戸 正雄	5 千葉 英宏	6 鈴木 喜一
7 福田 貴徳 (欠席)	8 千葉 房志	9 佐々木 生子
10 阿部 成明	11 菅原 利宏	12 小原 松光
13 植松 郁男	14 千葉 孝治	15 高橋 浩幸
16 紺野 弘行	17 菊地 隆文	18 三浦 正幸
19 高橋 義典	20 小澤 靖	21 岩渕 壽子 (欠席)
22 家子 洋子	23 星 洋子	24 伊藤 周治

事務局職員

事務局長	井面 宏
事務局長補佐	佐々木 治彦
農業振興係 係長	佐藤 康平
主事	千田 裕海絵
農地係 係長	佐藤 茂樹
主任	照井 早織
主事	佐々木 翔琉

議長 ただいまより、令和7年第7回奥州市農業委員会総会を開会いたします。
欠席の届出委員は、7番、福田貴徳委員。21番、岩渕壽子委員です。
出席委員は定数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。
なお、農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定に基づき、青木稔推進委員に出席を求めています。
委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上、発言するようお願いいたします。
本日の会議は、総会日程にしたがって進めて参ります。

議長 日程第1、会期の決定を、議題といたします。
お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、当職より指名したいと思います。これにご異議ございませんか。
(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、3番、浅野輝夫委員、4番、松戸正雄委員の2人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。
事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは、主要会務をご報告し、諸般の報告とさせていただきます。
1ページをご覧ください。令和7年5月17日から6月16日までの主な内容をご報告申し上げます。

5月21日、胆沢ダム管理協議会総会及び国道4号水沢東バイパス整備促進期成同盟会定期総会がそれぞれ開催され、伊藤会長が構成委員として出席してございます。5月23日、令和7年第6回奥州市農業委員会総会が開催し、農地案件7件について審議・決定いただいております。同日、第2回農政専門委員会を開催し、令和8年度農林関係税制改正に関する要望について他について、協議して

おります。同日、令和7年度第1回奥州市農業再生協議会総会が開催され、委員として伊藤会長が出席してございます。5月28日、令和7年度全国農業委員会会長大会が開催され、伊藤会長が出席してございます。6月9日から来る7月2日までを会期として、令和7年第2回奥州市議会定例会が招集されてございます。伊藤会長が開会日への出席、閉会日への出席予定となっております。

なお、本委員会に関する一般質問の通告はなく、現時点において、所管する提出議案については、ない見込みであります。

最後に、6月13日、岩手県農業会議が主催する市町村農業委員会会長会議、研修会が開催され、伊藤会長が出席してございます。

以上でございます。

議長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。

質問がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4、議事に入ります。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局をして報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書2ページをご覧ください。今月の報告件数は、相続による所有権の取得36件です。委員会へのあっせん希望は番号4、番号10、番号36の3件です。

番号4について真城地区担当の委員に、番号10について梁川地区担当の委員に、番号36について小山地区担当の委員に情報提供をさせていただく予定です。各地域担当の農業公社の農地コーディネーターにも情報提供予定です。

市外の方への相続となるのが、番号5、番号10、番号22、番号35の4件です。

以上、ご報告します。

議長 報告第1号について説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたらご発言願います。

(「議長」の声あり) 22番、家子委員。

22番委員 22番、家子です。6ページの21番の11筆のうち、持分105分の1の取得とあります。105分の104が残っていますが、特に問題はないのでしょうか。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

農地係長 只今の質問ですけれども、持分105分の1ということは、1人の他に100人相当

の共有者の方がいて、共同で管理している土地であるということになります。

21 番委員 わかりました。共同で管理されているということで安心しました。

議 長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、報告第 1 号について終結いたします。

議 長 報告第 2 号。農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主 事 議案書 10 ページをご覧ください。今月の報告件数は、3 件です。

解約の理由は、貸し換えのための解約 1 件、売り渡すための解約 1 件、農業廃止による解約 1 件となっております。

また、関連議案についてですが、事前にお配りしておりました議案関連表のとおりです。以上、ご報告します。

議 長 報告第 2 号について説明が終わりましたので質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、報告第 2 号を終結いたします。

議 長 議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主 事 議案書 11 ページをご覧ください。今月の案件は、所有権の移転が 22 件、賃貸借権の設定が 1 件、使用貸借権の設定が 1 件の計 24 件です。

番号 1 は、労力不足のため、金額 10 万円で売買するものです。

番号 2 は、負債整理のため、総額 96 万 4,816 円で売買するものです。譲受人は破産者の子にあたり、今まで当該農地の耕作を手伝ってきました。トラクター、耕運機、草刈り機を所有しており、水稻、自家用野菜を作付け予定です。

番号 3 は、規模拡大のため、総額 27 万 7,160 円で売買するものです。

番号 4 は、労力不足のため、総額 2 万円で売買するものです。

番号 5、番号 6 は、高齢化のため贈与するものです。

番号 7、番号 8 は、自作地相互の交換を行うものです。

番号9は、規模拡大のため、総額20万円（10aあたり8万4,638円）で売買するものです。譲受人は市内に耕作面積はありませんが、滝沢市に約2.4haの経営面積があることを添付の耕作証明書で確認しています。トラクターを所有しておりねぎを作付け予定です。

番号10は、規模拡大のため、総額50万円で売買するものです。

番号11は、規模拡大のため、総額6万円で売買するものです。

番号12は、規模拡大のため、総額102万3,600円で売買するものです。

番号13は、規模拡大のため、総額50万円で売買するものです。

番号14は、労力不足のため、金額20万円で売買するものです。

番号15は、耕作不便のため、金額3万9,400円で売買するものです。管理機を所有しており、自家用野菜を作付け予定です。

番号16は、労力不足のため、総額16,000円で売買するものです。

番号17は、労力不足のため、総額10万円で売買するものです。

番号18は、隣接地取得のため、贈与を受けるものです。

番号20は、規模拡大のため、総額48万円で売買するものです。

番号21は、隣接地取得のため、金額2万円で売買するものです。

番号22は、父から子へ生前贈与するものです。

番号23は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額1万円です。

番号24は、規模拡大のため、贈与を受けるものです。

以上、24件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術及び通作距離などについて問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第1号について提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑がありましたらご発言願います。

（「議長」の声あり）21番、家子委員。

21番委員 21番、家子です。確認です。12ページの番号9は、この方は、滝沢に農地を持っているということで、規模拡大をして、稲瀬に来るということですが、15ページの番号24は、こちらも規模拡大なのですが、北上市でも農地を管理していて、更に規模拡大になっているということによろしいですか。

（「議長」の声あり）

議長 佐々木主事。

主事 番号9についてですが、おっしゃる通り、滝沢市からこちらへ通作をしながら管理をしていくと伺っています。番号24については、奥州市内にも管理してい

る農地があるということで、今回併せて規模拡大ということで、奥州市内の農地の贈与を受けるものとなっています。

21 番委員 ありがとうございました。

議 長 他にありませんか。

（「議長」の声あり）20 番、小澤委員。

20 番委員 20 番、小澤です。番号 10 から番号 13 番までです。この方は面積もありますし、規模拡大となっていますが、水稻を作るということでしょうか。

（「議長」の声あり）

議 長 佐々木主事。

主 事 お見込みのとおり、いただいた計画では、水稻の作付けと伺っております。

20 番委員 わかりました。

議 長 他にありませんか。

（「議長」の声あり）5 番、千葉委員。

5 番委員 5 番、千葉です。11 ページの番号 3 については、相続放棄の手続きをなされた土地ということでしょうか。

（「議長」の声あり）

議 長 佐々木主事。

主 事 お見込みのとおり、亡くなった所有者の方の相続人がいないということで、弁護士の方が、相続財産の精算人として、売買するという内容になっております。

5 番委員 わかりました。

議 長 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑を終結いたします。意見討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案の通り決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は原案の通り許可と決定されました。

議 長 議案第 2 号、贈与税の納税猶予等に関し、引き続き農業経営を行っている等の証明願いについてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）佐々木主事。

- 主 事 議案書16ページをご覧ください。今月の申請は、1件です。
- 納税猶予等の適用を受けている期間中は、贈与税等の申告期限から3年目ごとに、税務署及び県に猶予を継続して受けた旨の届出をする必要があります。その届出書に添付する証明書について農業委員会で証明を行うものです。
- 納税猶予等の適用を受けている農地について、令和7年2月25日までの間、引き続き農業経営を行っていることが証明の要件となります。
- 1件について、要件を満たしていることを事前に確認しております。
- ご審議よろしくお願いいたします。
- 議 長 議案第2号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- 質疑がありましたら、ご発言願います。
- (「なし」の声あり)
- 議 長 なしと認め、質疑を終結します。意見、討論はございませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議 長 なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。
- 本案については、証明願のとおり、決定することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は証明願のとおり決定されました。
- 議 長 議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定ついてを議題いたします。事務局をして議案の提案説明をいたさせます。
- (「議長」の声あり) 佐藤農地係長。
- 農地係長 議案書は17ページからとなります。今回、意見を求められている案件は、賃借権の設定5件、使用貸借による権利の設定3件、賃借権の移転3件、農地売買等事業に係る案件2件の合計13件となります。
- 番号1から番号3は、既に農地中間管理事業により貸付が行われている耕作者について変更を行うため、賃借権の移転を行う計画案です。議案書の貸付人欄に記載されている者が現耕作者で、借受人欄に記載されている者に申請地に係る賃借権を移転とするものです。賃借料の変更はなく、契約期間は現耕作者の残り契約期間となります。
- 番号4から番号11までは、農地中間管理機構が貸付人から賃借権の設定などを受けると同時に、借受人に対して同じ賃借権の設定などを行う計画案となっています。
- 番号12、番号13は農地売買等事業に係る案件で、農地中間管理機構が譲渡人で

ある所有者から申請地を買入れると同時に、譲受人への売渡しを行う計画案となっています。農地の所有者、農地所在地番につきまして、事前に確認を行っております。また、賃借権の設定等を受ける者がすべての農用地を効率的に利用し耕作の事業等を行うこと、法人については農地所有適格法人であることを確認しております。

ご審議よろしく願いいたします。

議長 議案第3号について提案説明が終わりましたが、本議案につきましては、議席番号14番、千葉孝治委員が番号6に、議席番号3番、浅野輝夫委員が番号9に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、番号6及び番号9を除き質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採択いたします。

本案については、番号6及び番号9を除き、計画案にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。本案については、番号6及び番号9を除き、計画案に異議なしと決定されました。

議長 次に、番号6に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを審議いたします。当案件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、14番委員の退席をお願いします。(退席)

議長 番号6の質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採択いたします。

本案の番号6については、計画案のご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号の番号6については、計画案に異議なしと決定されました。14番委員の退席を解除します。

議長 次に、番号9に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを審議いたします。当案件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、3番委員の退席をお願いします。

- 議 長 番号9の質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。
（「なし」の声あり）
- 議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採択いたします。
本案の番号9については、計画案にご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号の番号9については、計画案に異議なしと決定されました。
3番委員の退席を解除します。
- 議 長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定により許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。
事務局をして議案の提案説明をいたさせます。
（「議長」の声あり）照井主任。
- 主 任 議案書20ページとお手元の補足説明資料をご覧ください。今月の案件は2件です。
番号1は、売買により共同住宅3棟を整備するものです。
番号2は、売買により宅地分譲2区画を整備するもので、事業実測面積は564.08㎡です。
いずれも補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。
続きまして、現地確認報告をいたします。
番号1を6月11日に小原松光委員、青木稔推進委員と、番号2を6月10日に高橋浩幸委員、菊地照夫推進委員と、いずれの日も事務局同行のうえ現地確認を行いました。
番号1は、畑として適正に管理されておりました。
番号2は畑としての利用はなく、荒れており、草刈り等の管理は確認できませんでした。今回の計画は転用の確実性に問題のない転用計画と判断されるため、許可後、事業実施により解消されるものと確認いたしました。
以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしく願います。
- 議 長 議案第4号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第5号、農地法の適用外証明願いに対する可否決定についてを議題といたします。事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 照井主任。

主任 議案書21ページをご覧ください。今月の案件は、1件です。

番号1は、労力不足により杉を植林し、平成15年頃には山林化したものです。続きまして、現地確認報告をいたします。

番号1を、6月11日に紺野弘行委員、千葉学推進委員と、事務局同行のうえ現地確認を行いました。

番号1は、山林化しており農地への復旧は困難となっております。

現地は証明願のとおりで、農地以外の用途で利用され、20年以上が経過しており、かつ農地に復旧は困難であることを、確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 議案第5号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり) 5番、千葉委員。

5番委員 5番、千葉です。

杉の植林については、補助金も出されているものなのではないかと思うのですが。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

農地係長 水田であれば、ご指摘のとおりのこともあるかと思います。現地は元々畑ということですので、補助金関係のことはなかったものと確認しております。

5番委員 わかりました。そのような場合も適用外で申請しなくてはならないのでしょうか。

か。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

農地係長 法律でやらなくて良いというものはございませんので、転用許可をとっていない限りは、許可を得る、もしくは今回のような適用外申請を行うといった方法しかないということでご理解ください。

5 番委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採択いたします。

本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は証明願の通り決定されました。

議長 議案第 6 号、地域農業経営基盤強化促進計画に係る地図の素案の決定についてを議題とします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 議案書は 22 ページ・目標地図の素案は別冊となります。

昨年度に策定した地域計画の見直しに連動して、目標地図の素案も見直すこととされており、本議案は、目標地図の素案についてで、「地域農業を担う者（耕作者）の変更」・「農地転用を予定しており、地域計画からの除外を行うもの」・「中山間直接支払交付金事業に伴う地域計画への編入」などが見直しの理由となります。

なお、今後のスケジュールについてですが、決定後、提出期限までに市長宛に提出し、その後、農林部農政課人農地プラン推進室において、目標地図を含む地域計画案を作成し、当委員会を含む関係機関に意見聴取を行うこととしており、本委員会では、次回総会において「地域計画の見直し」について審議する予定です。

説明は以上です。

議 長 議案第 6 号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採択いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 6 号は原案のとおり決定されました。

議 長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

(閉会 10 時 14 分)